

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会
第6回 技術部会 議事録

日時 平成17年7月1日（金） 15：00～17：20

場所 岐阜市役所低層部4F 全員協議会室

【司会】 定刻となりましたので、ただいまから岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会第6回技術部会を開会させていただきます。

ご多忙のところ、皆様方にはご出席を賜り誠にありがとうございます。

吉田委員長から出席の要望がありましたが、授業の関係で30分ほど到着が遅れますが、出席の方、要望があります。岐阜市産業廃棄物不法投棄対策委員会部会要領第5条第4項の規定に基づきまして、部会の承認をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。それでは、吉田委員長に本日の会議に出席いただきますので、よろしくお願いいいたします。

また、同要領の規定に基づきまして、県の森林保全室から牧谷補佐がご出席をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきますと思います。

次第を表紙とするものと、それから資料の右上にナンバーが振ってあります。資料1、それと資料2となっております。また、委員とオブザーバーの皆様には参考資料としまして、本日説明させていただきますパワーポイントの資料を配付させていただいております。お手元がない方がございましたら、お知らせをいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

それでは、まず部会の開会に当たりまして、環境事業部長からあいさつ申し上げます。

【事務局 一野環境事業部長】 本日は、大変お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

梅雨も半ばになりまして、やっとな梅雨らしく、雨がこの間、二、三日続いているわけですが、いよいよ技術部会も、廃棄物の処理について検討を行う大事な次期に差しかかってまいりました。

本日は、先の第5回部会で検討いただきました詳細結果を踏まえ、生活環境保全上の支障、またはそのおそれの範囲と対策の方針につきましてご検討を賜りたいと考えております。今後、それを受けまして、具体的な対策案についての検討に入っていくわけですが、どうか皆様方には忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。

貴重な時間ですので、あいさつはほどほどにいたしまして、どうかよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

【司会】 ありがとうございます。

なお、傍聴の方にはあらかじめお断り申し上げます。傍聴席の前方に掲示するとともに、お手元に配付してありますが、岐阜市審議会等の会議の公開に関する要領の遵守事項に従い、会議中の発言等はお控えください。守られない場合は退室していただくこともありますので、ご協力をよろしくお願いいいたします。

なお、ご意見等ある場合は、ご意見等記入用紙が用意してございますので、お帰りの際に提出いただきたいと思います。

それでは、以降の進行につきましては、部会長さん、よろしく願いをいたします。

【藤縄部会長】 大雨注意報が出ているそうですけれども、大変な天候の中、皆さんどうも御苦労さまでございます。

それでは、次第がお手元にあると思いますが、それに沿って順次進めさせていただきたいと思います。

最初に第5回部会の議事録でございますが、5月26日に開催されておりました、委員の皆様には議事録が届けられていると思いますが、誤り、修正等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

どうもありがとうございました。

それでは、第5回技術部会の議事録は承認させていただきました。

それでは、次第の4番目になりますが、現場の状況、これは自主撤去及び内部発熱の状況でございますが、事務局の方からご説明をよろしくお願いします。

【事務局 一野環境事業部長】 それでは、正面のパワーポイントの画面をご覧ください。

自主撤去の状況でございます。6月25日現在でございますが、ご覧のように着手事業者数が33社、内訳はご覧のとおりでございます。撤去量の合計でございますが、23,966立方メートル、約24,000立方メートルまでまいりました。また、この後にお話しさせていただきますが、撤去につきまして我々としてはいろいろな配慮をしながら、注意深く進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

この画面を見ていただきますと、当初との比較がございませんが、最上部のところに当初ございました14,300立方メートル、措置命令をかけて終わったところですが、それにつきましては撤去されたという状況でございます。当初、材木がありましたし、ミンチ状に山のように積まれておりましたけれども、現在はこういう状況になっております。

その後、自主撤去につきましては最上部で一時覆土等を行いましたので、現在は最下部の一番下のところの部分で行っております。この間、その状況の写真がご覧のような様子でございます。

次に、先般ここでご検討いただきましたボーリング孔から発煙について、内部の炭化が見られるということでご説明させていただきました。その後、ご覧のように5月25日から28日までの温度の状況、場所についてはb-31、それからb-30、二つのところの温度の計測をずっとしております、ご覧のように、下は外気温ですが、上の2線の方をご覧くださいますように、ほとんど変化はない状況でございます。したがって、私どもといたしましては、特にこうした温度の変化等に十分留意しながら、引き続き自主撤去を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ですが、報告させていただきました。

【藤縄部会長】 どうもありがとうございました。

自主撤去の状況、それから内部発熱の状況についてご説明いただいたのですけれども、何かご質問、あるいはご意見ございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

特にございませんようですので、今後も温度変化に注意しながら進めていただくということによろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

どうもありがとうございます。

それから、その次の議題でございますが、5番目の対策方針についてでございます。これは資料の2ですけれども、今までご審議をいただいたご意見でございますとか、それから調査結果を受けまして、事務局の方が対策に当たり注意をしなければいけない事項ですね。これをまとめておいでです。

それで、今日も時間があれば対策の案をどのように構築していくかという議論にできれば少しでも入らせていただきたいと思いますと思っておりますが、その前に現状をしっかりと分析をして、まずどういう支障等があるのか、あるいはどういう場所でどういう支障があり得るのかということを少し整理しておこうということです。

それでは、資料の説明を事務局の方からよろしくお願いします。

【事務局 田中審議監】 産業廃棄物特別対策審議監の田中でございます。

資料2に基づきましてご説明をさせていただきます。

現在、不法投棄、または委託基準違反を起訴容疑といたしまして、個人7人、それから四つの法人を被告とする公判が進められております。奈良の収集運搬業者以外は、この8月末に判決言い渡しができる予定となっております。それで、法人善商には罰金1億、実質的経営者と目されるものにつきましては懲役5年、罰金1,000万という、一番重い刑が求刑をされております。

そのような状況の中でございますけれども、そういった司法には司法の解釈がございますけれども、資料の1ページの方をご覧ください。

岐阜市の方といたしましても、この廃棄物処理法に乗っ取りまして、原因者負担の原則から、既に行われた産業廃棄物の違法な処分に起因する環境汚染を防除するため必要な措置を、この不法投棄の行為者らに命ずることを考えております。

これで、今、部会長の方からお話しいただきましたように、この生活環境保全上の支障が生じる、またはそのおそれがあると、こういったところの環境汚染が発生するおそれ、こういった具体的な危険を避けるために、これを防止するための措置を講ずるよう、彼らに対して市長が命じることとなりますので、このところを今日もう一度ご覧いただきたいと。それで、今日の委員の皆様方に専門的な見地から、科学的、技術的にこういったものを明らかにしていただきたいと考えております。

この1ページの方、そういった生活環境保全上の支障の考え方、またそれを除去するために出す命令の内容の考え方について示しております。枠で囲んでみたところがそういうところがございます。抽象的な表現でございますけれども、こういったことが法律の趣旨でございます。

続きまして、2ページから6ページ、こちらの方がメインになりますけれども、先ほど部会長の方からご紹介がありましたように、これまでの調査結果及び生活環境保全上の支障、またはそのおそれの評価の案という形で、前回までにお示しをいたしましたデータの中から抽出して表としております。一番左側には対象物、それから項目、場内の調査結果、委員の方々からいただきました意見、先ほど申しましたおそれの評価の案と、こういう形で列記をいたしております。

まずこの2ページと3ページには、場内にあります廃棄物を対象に、有害物質、すなわち産業廃棄物の特別措置法に基づきます基本的な方針で定義をされております有害産業廃棄物に関する調査結果、これは既に前回お示しいたしましたので、この説明は省略させていただきます。この調査結果が載っております。

このうち、字が小さくて申しわけございませんけれども、①の重金属等につきましては委員からの意見ということも記載してございます。有害産業廃棄物、つまり特別管理産業廃棄物に該当するものは確認されなかったが、ヒ素、鉛等が検出されておりますことから、これらが周辺部に拡散した場合、生活環境保全上の支障のおそれがあるということで、右欄に書いてみました。

それから、中ほどから下のアスベストの部分でございますけれども、これは飛散性のものではないということではありますが、現場における作業環境保全上の対策が必要であるという委員からのご意見をいただいております、自主撤去、それから当然うちの職員に関しましても防じんのマスクを着用するようにいたしております。

この部分につきましては、一般的に理解される住民の生活環境というところ、生活に密接な関係のある財産、動物・植物の生育環境に影響があるとは考えられませんので、おそれの欄は空欄になっております。

3ページ目は、イオン分析の項目について委員からのご意見がございます。高濃度の硫化水素の発生のメカニズムについてのご意見であります。

それから4ページ、こちらは不法投棄現場の場内の環境、これを対象といたしまして、ご覧のような項目につきまして同様に記載をいたしております。

まず水質でございますけれども、プラント裏の湧き水、これは排水基準を満足しておりますが、廃棄物の影響は見られるということでございまして、将来、河川、ここでは原川になりますが、原川の水質悪化による生活環境保全上の支障のおそれがあるというふうにしてみました。それから、地下水、沢水につきましても同様の理由から地下水汚染が予想されると、そういうふうにしてきたものでございます。これらに○数字をつけておりますけれども、後に出てまいります7ページの2で調査結果から考えられる生活環境保全上の

支障のおそれの表と呼応しております。そういうことでこの○数字がついております。

それからガス調査の項目では、先ほどちょっと触れましたが、廃棄物層内で高濃度のメタンや硫化水素の存在が確認されております。現在では地表はもちろん、善商の敷地境界線上では問題ないのですが、将来にわたってみれば火災、悪臭及び周辺の地帯への飛散による樹木への影響などということで、おそれとして一応こども掲げました。

次のページをお願いいたします。

5ページでございますけれども、この廃棄物の性状や量に関しましては、存在割合が非常に高いということが判明しました木くずが課題の中心となっております。支障のおそれの案といたしまして、廃棄物が急勾配で埋め立てられていると。この法面の崩落によって廃棄物が周辺に拡散するおそれがある。また、埋設された廃棄物のうち、有機物は未分解でございます、これらが分解して安定していく過程の中で沈下のおそれがあると。それから、木くず等の可燃物が多くあること。これは詳細調査以降、先ほども触れました内部での高熱の発生による木くずの炭化などが起きていることもあわせて、火災のおそれを生活環境保全上の支障のおそれとして書いてございます。

地形と地質状況でございますが、急勾配の法面から崩落した場合に、生活環境保全上の支障のおそれとして、1、2として掲げております。それから不法投棄現場が、当初の許可を得ました開発面積を大きく上回っておりますことから、地表水などが調整池の機能を十分使われないままに多く流れまして、現状の調整池の能力不足を含めまして河川への影響の支障のおそれがあるという案にしてございます。

6ページ目は場外です。こここそがまさに生活環境ということでございますけれども、場内とは表現方法は異なりますけれども、将来的なおそれを把握するため、モニタリングを継続するというふうにしてみました。

次、7ページへお願いいたします。

今ずっと簡単にご説明をいたしましたものと重複をいたしますけれども、上からいきますと1、調査結果から考えられる生活環境保全上の支障といたしましては、現時点では5月26日の先般の会議でも生活環境保全上の支障はないというふうに判断されておりますが、今日の論点といたしましては、生活環境保全上の支障のおそれ、先ほど述べましたものを1から9まで、これは調査結果から考えられるもの、その他として景観という観点、調査結果以後に判明をいたしました内部発熱による木くずの炭化、それから医療系廃棄物につきましても一覧表としております。調査結果の方につきましては、考えられる優先度順に並べてみました。調査結果以降に判明した内部発熱をあわせれば、火災のおそれの優先度はもうちょっと高くなるのかなというふうに思っております。

その下の3番でございますけれども、これら個々のおそれにつきまして、対策の目標を掲げて、ちょっと線が交錯しておりますけれども、線で結んでみました。複数の目標になったりしておりますので入り組んでおりますけれども、考えられるものは関連づけたつもりでございます。

そして、これに対しまして考えられる対策方針が目標の一番右のところにくくってございます。ケースAとしまして、処理形態、全量撤去、すなわち廃棄物を選別いたしまして、汚染されていない土壌のみを残す、これを現地に残して廃棄物はすべて撤去するというものでございます。撤去の期間中にも対策工事が必要になるということでございます。次のBは、一部撤去でございますけれども、何をどれぐらい撤去するのかということによって撤去量に差が生じますけれども、ここでは炭化や硫化水素発生の原因となる有機物である木くずを主体に撤去、または廃棄物ではない土砂や安定型処分場に埋め立てることができる変化しないコンクリート以外、いろいろなものを選別して撤去する。今申しましたように、撤去量につきましては、何をどれぐらい撤去するのかということで差が生じてまいります。それから最後にC、これは法面对策といたしまして、成形に伴う部分のみを撤去して、発生ガス対策、雨水の浸透を防ぐ対策をするというものも一応掲げてみました。

8ページは、今申しましたA、B、C、この概念図として示しております。あくまでも検討に入るための概念図ということで、本日の資料にさせていただきました。

廃棄物の全量撤去、一部撤去、とめ置く、ここでは残置と書いておりますけれども、いずれも今申しました7ページにございます対策の目標、すなわち法面の崩落防止、雨水浸透防止、沢水浸透防止、地下水汚染の拡散防止、発生ガス抑制と、こういった対策の目標をいずれもクリアするような形で、それぞれの処理の対策の概要を載せております。

順番がちょっと逆になりますけれども、一番右のC案の残置する、というものをちょっとご覧いただきたいと思います。先ほども申しましたように、急勾配で崩落のおそれの高い法面对策といたしまして、傾斜をなだらかに成形いたします。図の方でわかりにくいかと思いますが、廃棄物の法面の対策、緑の矢印の下でございます。こういったものを一通り対策として講じると。この作業に伴いまして、その成形の部分に伴う廃棄物を撤去して処理処分を行うと。その対策の目標を達成するためには、恒久対策といたしまして、今申しました図にございます、具体的にはその下にございます1番から6番までの対策が必要になります。これを見てまいりますと、1番、鉛直の遮水工により、汚染した地下水による周辺環境へのリスクを低減する。上流沢水の廃棄物への浸透を防ぐ。出に対して入りの制限をすると。それから3番目にはキャッピングシートを敷きまして、ガス抜き管を設け、発生ガスを放出する。覆いをかけて、雨水が浸透するのを防ぐと。これも入りの制限ですけれども、内部にたまっておりますガスの放出も必要であると。それから、このシートは覆土して植生をするというのが4でございます。それから、廃棄物を浸透しないようにして、雨水の対策といたしまして側溝を設けて、この表面積に見合った容積を持つ調整池を経て放流すると。6番目は、先ほど言いました、基本的に廃棄物を残置するというものでございます。

課題といたしましては、長期の水処理対策、それからモニタリングが必要になってまいります。

処理費用という欄を一番下に設けてございます。これは極めてざっとの概算でございます。

すけれども、1から5に伴って講じる費用として、おおよそ45億円というものを試算いたしました。それから、この対策に伴う廃棄物処理費としては約17億円というふうに試算しております。これは、こういった工事を行う場合の廃棄物の撤去想定量が約46,000立方メートルになります。我々は、当初、一番上に堆積させられた14,300立方メートルにつきまして措置命令を行いました。この撤去をさせるに当たりまして、実質的には自主撤去によって大半の部分が出ていったわけでございますけれども、搬出に伴ってかさがふえるということを経験いたしました。ですから、ここで1.5倍ほどふえるということを経験いたしましたので、それも勘案してございます。それから、この処理費用につきましては、1立方メートル当たり25,000円を仮置きといたしました。したがって、46,000立方メートルの1.5倍、これに単価25,000円を掛けて、約17億円という試算をしたものでございます。そのほかに、処分場までの運搬費用が見込まれますし、それからこれは書いてはございませんけれども、長期間水処理を継続するということがランニングコストも必要になってまいります。

このCをベースにいたしまして、AとBがでございます。

Aの方は全量撤去でございますけれども、廃棄物及び汚染土壌は分別して撤去するという案でございます。こちらの方の課題を見ていただきますと、やっぱり撤去の期間が長期間になることが予想されますので、この期間中に現地にはCと同じような対策が必要になるであろうと。こういった対策を講じておきながら、廃棄物を撤去すると。また、この大量の廃棄物の最終処分場の確保も必要になります。それから、これらの廃棄物を搬出する際の飛散など、またその数多くの搬出車両による環境への負荷、こういったものも考えられます。それから、何度も出てまいりますけれども、撤去終了後、現地はその開発面積以上に広がっておりますので、それに見合った調整池は必要であろうということで、防災調整池も書いてございます。

こういったことから、処理中の対策費用といたしましては、Cでベースとしました対策費45億円をそのまま載せておりますけれども、これはこのまま必要になるかどうかはわかりませんが、この場合、45億円をそのまま仮置きさせていただきました。

それから、この廃棄物の処理費用といたしましては、753,000立方メートルということがわかっておりますので、この753,000立方メートルに対して1.5倍の25,000円、ざっと282億円と。その他に掲載しましたような費用、これが考えられます。あくまでも、本当に仮定の数字でございますけれども、分別や中間処理の作業をどこでするかということによって、費用はまた動くものと思っております。

次は、真ん中のBの一部撤去でございますけれども、何度も申しておりますように、何をどれだけ撤去するかで非常に幅があるわけでございますけれども、ここでは混合物を撤去する場合と、今回いろいろな問題の主たる原因となっております木くずを主体に撤去するという場合を、それぞれ掲げております。ここでも、処理中の対策費用はC案のベース45億円を仮置きしております。全量撤去に比べれば期間は短くて済むと思っております。

が、処理中の期間も何らかの対策が必要であろうということで、仮置きをいたしました。廃棄物の選別、運搬費用は、こちらも当然必要になります。

この処理費用の差でございますけれども、木くずを含めました混合物、先ほども申しました 753,000立方メートルのうち、木くずを含めた混合物量、これが土砂、コンクリート以外を撤去するという左側になりますけれども、こちらの方が 605,000立方メートルというのが詳細調査の結果から出てきておりますので、これに 1.5倍をして単価25,000円、約 227億円というのが廃棄物処理費用になっております。木くずを主体に撤去する場合には、内訳の方から計算をいたしますと、まず混合物といいますのは、大きく分けますと木くずが主体の部分と、それから分けがたいミンチ状の部分がございます。その分けがたいミンチ状の部分では木くずが36.6%ということが出ておりますので、そういった数字を使いましてざっと86億円という費用を出しております。

走りまわりましたが、資料2の説明をさせていただきました。当初申しましたように、生活環境保全上の支障のおそれにつきまして、先生方の技術的な、また科学的な見地からご検討をお願いしたいと思うものでございます。お願いいたします。

【藤縄部会長】 どうもありがとうございました。

いよいよ恒久対策案の姿が少しずつ見え始めてきておりますけれども、いよいよこの部会も正念場を迎えたと言っていいのかもしれませんが。

それで、少し交通整理をしないとわかりにくい部分があるかと思っておりますけれども、今日の主要な議題は、お配りいただいた資料2の7ページの、2という調査結果等から考えられる生活環境保全上の支障のおそれという、すぐ下に表がございます。その表の中に数字が1から9までございまして、この1から9の項目について、今日少しご意見をいただきたいというふうに考えておりますけれども、実は整理をしなければいけない部分というのは、この項目ですが、これはあくまでも現在考えられる支障、これに対して8ページにある恒久対策を実施した場合に、例えば全量撤去というケースを想定した場合は、法面保護とかいうことを一切考える必要がないということになりますので、この1から9の項目は恒久対策案のケースによっては必要になる場合、ならない場合もあるということを念頭に置いてご検討いただくということになろうかと思っております。

それから、全体のスケジュールですが、今日を含めて3回ぐらいで一応対策案をまとめるというふうに事務局から実はいただいているのですが、もしかしたらもうちょっとかかるかもしれないという感じがしております。それで、例えばこの対策案で全量撤去という項目、このケースについて技術的な課題は何か、技術的に詰めておくことがあれば、これをきちんと詰める。それからさらに、全量残置というシナリオもあるわけですね。もしこの残置にした場合には、どういうことを検討しなければいけないのか。いずれにしても、生活環境に与えるリスクは当然ながら最小に抑えるという想定のもとにやるべきですね。その中間案として、Bという一部撤去というのがあるわけですが、多分これを一挙にすべて詳細に検討するのは、一、二回では恐らく済まないのではないかと

う感じがしておりますので、これはまた後ほどご意見をいただいて、どういうケース案から少しずつ詰めていこうかというふうに決めていただければ、その順番に沿って検討していくということになるのかというふうに考えています。

それからあと、この部会の、これは方針というような形で出るのですか。報告書という形になるのですか、最終的には。

【事務局 一野環境事業部長】 言葉使いは別として、いわゆる方針案という形でいただければと思います。

【藤縄部会長】 そういうことのようにです。ですから、特定の一つだけを絞り出して、これが部会の結論ですよということには恐らくならないのではないかとこのように私自身は思っております。それはなぜかといいますと、跡地利用とか、いろいろな面と突き合わせる、整合性のある形でこの恒久対策案というのは多分とられるようになると思います。そうすると、技術部会だけでは判断し切れない項目が非常にたくさんあると思いますので、そういう部分についてはしかるべき上の機関なり、それはどこが主たるべきところなのか、私にはすぐにはわかりませんが、そういうところで多分検討いただく。

ですから、技術部会としてやらなければいけないのは、すべての案について技術的に最大の安全性が確保できるようなご意見をいただいて、そういう構造にする、あるいはそういうやり方をすることだろうと思いますので、ぜひまた忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

そういうふうに通理をさせていただいて、今日の主題に入りたいと思いますが、まず①というのが不法投棄現場内の急勾配法面が崩落するおそれがあると。前面擁壁の安定性が確認されないという生活環境保全上のおそれがあると。これは、現状でこういうおそれがあるということで、これはちょっと私はまだ完全に整理し切れていないのですけれども、恒久対策が終了した時点での対応というふうに考えていいのでしょうか。どうなのでしょう。ちょっと事務局の方に。

それとも、作業を進める中間段階でのおそれ、要するにこれは恒久対策を念頭に置いたおそれなのか、それとも応急対策時点でのおそれなのか、どのように理解したらいいのですか。

【事務局 一野環境事業部長】 現状ということで、今の処理の過程においてもそういったおそれは考えていきたいと考えております。

【藤縄部会長】 わかりました。そうすると、恒久対策の形によっては、こういう形にはならないので、こういう支障は考える必要はないということもあり得るわけですね、当然ね。わかりました。

それで、現状はどういう対応をしているかといいますと、擁壁背面の廃棄物を撤去する、斜面をモニタリングしている、立入禁止措置をとっているというのが現状の対応ですけれども、それでこの項目について、詳しい説明が5ページ目の上の方に表がありますけれども、その右側の欄に評価（案）というのがございますけれども、その下のところに①

と書いてありますが、ここに対応すると考えていいのですね。

ですから、ここの左右の項目をご覧になりながら、ご意見等をいただければと思います。いかがでしょうか。何かご意見がございましたらお願いしたいと思います。

【佐藤副部長】 部会長が言われた説明がよくのみ込めないのですけれども、どうやって議論をするというふうに言われましたか。恒久対策からまず議論をするということと言われたのですか。

【藤縄部会長】 すみません。私もちょっとまだその辺の整合性が悪いなと思いながら話をしているのですけれども、これは恒久対策が完了した時点でのあるべき姿と考えていいのか、というところではないとおっしゃいましたよね。

【事務局 田中審議監】 1 ページ目で支障のおそれというものをご説明させていただきましたけれども、その考え方を。ですから、私ども行政といたしましては、措置命令を出す。その前提としてのおそれの把握ということを考えておるということで、今日ご説明を申し上げたつもりなのですけれども、この資料2につきましては。

【藤縄部会長】 すみません。どのように切り出していいのか、何かご意見ございますか。

そうすると、あまり恒久対策を念頭に置かないで、とりあえず現在存在するかもしれない支障をすべて洗い出すという作業と考えていいですか。私は、できれば恒久対策を念頭に置いてやるべきではないかと理解はするのですけれども、そうでもなさそうですね。

【事務局 田中審議監】 今申しましたように、支障の内容の把握ということをお願いしたいと思っております。

【オブザーバー 橋詰室長】 多分こういうことじゃないかと想像するのですが、こういう不法投棄などが行われたときに、どういうふうに対策を考えるかというのは、廃棄物処理法の言葉ですと、生活環境保全上の支障なり、あるいはそのおそれがあるかどうか。支障があったり、そのおそれがあったらそれを除去する、あるいは予防するというのが、廃棄物処理法で考えているスタイルです。

恐らく、いろいろなところで不法投棄があったときに、そういう問題意識で議論をしていって、したがって現状でどのような生活環境保全上の支障があるのか、あるいはそのおそれがあるのか、そこをきちんと認識をしよう。支障なりおそれがあるならば、どういう対応をするのかということが多分考えているのではないかと私は想像いたします。

この資料を、先ほど来説明されたところで私の理解するところは、事務局の方の考え方としては、現状での支障はなさそうだと。けれども、おそれは、大きな表の2 ページからありますように、こういうおそれがあるのではなからうかというのが事務局のお考えのようであって、だからそういうおそれがありそうかどうかということが、委員会としてそういうふうを考えるかどうかというのが1点と、ではそういうおそれに対してどういうふうに対応すべきなのかということを考えるということだと思います。

そのおそれに対する対応の仕方として、恐らく部会長は、恒久対策というのは、どうす

ればそのおそれを除去なり予防できるかということをおっしゃっているのだと思いますけれども、その辺を考えていくということだと思います。

恐らく恒久対策という言葉に対するものとしては、恒久ではない対策ということですが、例えば工事中における対策というのもそうかもしれないし、それ以外にもあるかもしれませんが、どういう対策を講じていくのがいいのかという中では、当面とるべき対策というのものもあるかもしれませんが、それから工事中にとるべき対策というのものもあるかもしれませんが、いわゆる恒久的な対策というのがあるかもしれないということなのではないかと思います。

【藤縄部会長】 ほかには何かご意見ございませんでしょうか。

どういうやり方で議論するかというのは、最初に決めておかないと、後で前に行ったり後ろに行ったりということになって混乱するかもしれないので、最初ちょっと時間をとっていますけれども、今のご理解を私なりに翻訳しますと、現状で考えられる支障があるのかなのか、これをとにかく一通り検討しておいて、支障があるものについて、では恒久的にどうすればいいのかというのをその次に検討する、そういうことかなというふうに思います。

【樋口委員】 環境省の方で整理していただいたと思うのですが、例えば8ページに処理中の対策というのと恒久対策という形で分けてありますけれども、処理中の対策というのは多分工事中の対策に当たると思うのですが、今日上げられた支障の中には防災上の問題で、今すぐやらなくてはいけないようなことも入っていると思います。それは、例えば法面が崩壊して防災上問題があるとか、それから流域というか、開発面積が変わったことによって沈砂池とか、そういうものがないということで、これについては対策がとってないという整理がされたと思うのですが、緊急というか、この工事に入る前にもまずやらなくちゃいけないことと、それからそれ以降については工事中の問題と、それ以後の恒久対策ということで、そういうふうに分けたらいいかと思うのですが、いかがでしょうか。

【藤縄部会長】 そうですね。実はここの生活の支障のおそれというのは、短いスパンの話から長いスパンの話までみんなまじっているもので、それでちょっと混乱が起きやすいかなということで、樋口先生のご提案のように、これ少し応急的にやらなくちゃいけないもの、それから恒久的にやらなくちゃいけないもの、いろいろな種類のものがあるので、その辺、仕分けしながら先に進んだ方がいいのかなという感じがしますね。それでよろしいですか、進め方としては。

ではそういうことで、応急も恒久もすべて入っているという解釈でどうもよさそうですが、そういう考え方で、各項目をもう一度見ていきたいと思います。

そうしますと、まず1番目、法面对策。法面が崩落するおそれ。事務局案は、これがあのかないのかということなのですか。崩落するおそれがありますと。それで、5ページのおそれの評価のところを読ませてくださいと、崩落し、廃棄物層が周辺に拡散した場合、または廃棄物層がむき出しになった場合には、生活環境保全上の支障のおそれがあ

る、こういうことをございますね。このこと自体は当然なのかなという感じがいたしまして、これはむしろ作業環境に相当するのでしょうかね。極めて時間スパンから言うと、恒久に入るまでの話になるのでしょうかね。何かご意見ありましたらどうぞ。

【樋口委員】 この件についても、7ページの①の現状の対応ということで、擁壁背面の廃棄物撤去と斜面モニタリング・立入禁止の措置を既にとられているということですね。これは緊急的にとられたということで、それがいいかどうかという話をすればいいのではないかと思います。

【藤縄部会長】 ありがとうございます。ちょっと助け船を出していただきました。

現状、それに対応はしていて、一部搬出をしたりするときもこういうことに注意しながらやっていくよということですので、これはおそれありで、このままでよろしいということですね。ありがとうございました。

それから2番目が、上流の沢へ最上部の表面水が流入しており、法面の崩落につながるおそれがあるというのがありますが、これはどこに書いてあるかといいますと5ページ目ですね。上流の沢へ最上部の表面水が流出している。それで急勾配法面が崩落するおそれがある。崩落し、廃棄物層が周辺部に拡散した場合、または廃棄物層がむき出しになった場合には、生活環境保全上の支障のおそれがあるということでございまして、現状はモニタリングされているということですか。特に対応はされていないということでもよろしいですか。

【事務局 山口主幹】 実際、場内の調査をする中で、急な斜面に盛り立てられておまして、その斜面の勾配によって表側に流れていく表面水と、裏側の沢の方へ流れていく表面水とあるという中で、南側の沢に向かう斜面が雨によって流されたり、それによって沢の下、廃棄物の下を通過して、今プラント裏、湧水に出ている水路がふさがれたりとか、流されたことによって廃棄物がむき出しになると。そういうおそれがあるのではないかとということでこの項目を上げさせていただいております。

【藤縄部会長】 おそれがあるのではないかとという事務局のお話ですけれども、いかがでしょうか。

これはおそれがあるのでしょうかね。これは当然おそれがあるのだと思いますが、部会としてはどうなのですか。これに対して何らかの応急対策みたいなものも。

【事務局 山口主幹】 現時点では、事務局としてこれを支障のおそれというふうに見て、そういう案を出させていただいておりますので、それが正しい評価なのかどうかというのを先生方に評価をお願いしたいと思っております。

【藤縄部会長】 そういうご説明ですけれども、何かご質問ございますか。

【永瀬委員】 1番の方で、背面の斜面モニタリングと書いてあるのですが、これは前の方は知っているのですが、裏面でモニタリングをやっていましたか。

【事務局 山口主幹】 県道のところに固定点をとっておりますので、実を言いますと南側の沢の方の部分は見えないので、前面の斜面のみというモニタリングはそういうふうに

なっております。

【永瀬委員】　そうですね。だから、その前面からの動きを見て、背面も動いているかもしれないと。

【事務局 山口主幹】　前面が急激な沈下はないですが、徐々に下がっているというのは前にもご説明しましたが、前面の急斜面のところはどちらかという安定を保つためにコンクリートとか、そういったものが多く埋め立てられている。その最上部から奥の方にかけては混合物が比較的多いので、前面より沈下が早いのではないかとということで、南側にだんだん傾斜が落ちてくるのではないかとというふうに我々は今見ているところです。

【永瀬委員】　動いてはいると。

【事務局 山口主幹】　計測は今のところ南側についてはされていないのですが、実際問題、南側に流れていく表面水もかなり、今の段階でありますので、その辺も支障のおそれと言えるのかなと思っております。

【藤縄部会長】　そうしますと、当面の対策、対応みたいな意見は委員の先生方からは…

…。
【事務局 山口主幹】　もし早急に何らかの対策をとらないといけないということであれば、そういうご意見もいただきたいと思えます。

【藤縄部会長】　ではこれ以降の項目も、こういう支障のありやなしやと、イエスかノーだけではなくて、それ以外にも何かご意見があったらお願いしますということでございます。

【井上委員】　実は私、先ほど現場に行ってみましたが、あしたは行けないものから、今日昼から行ってきて、ちょうど雨が降った後だったものですから、斜面の状況とかいろいろなものを見させていただきました。

前面の方が北側になるのですか。背面が南側……。

【事務局 山口主幹】　そうですね。県道側が北に近い方の側で、北側と言っているのです。

【井上委員】　きのう雨が降ったということもあったのでしょうけれども、斜面が表面流出によってかなりはぎ取られてしまうところが出てきて、一部廃棄物が露出している部分があるというのが、どちらかという北側の部分で見られて、反対の方はそれほど大きなものは見られなかったように感じます。

それから上部の廃棄物を取り除いた部分が、かなり沈下をしてきている。真ん中がへこんできているというのがわかってきたわけですがけれども、そういうことを考えると、現状のまま単なる監視だけでは済まないのではないかと。吹きつけ等によるある種の浸食の防止対策というようなものがとりあえずは必要じゃないかと。場所によるのでしょうけれども、それを見ながら、吹きつけ等による流出防止対策というか、そういったものが必要になるのではないかとというふうに思われます。

あとの方とのつながりもあるのですが、一部見させていただきますと、後でもまた言い

ますが、意外と法面の部分には廃棄物とのカバーの厚さというのでしょうか、法面の厚さというのはそれほど廃棄物の間がないものですから、場所によっては一部法面に変色が見られる。硫化水素がそこから出ている可能性がありますというのが少し見えました。

そういうことから見ると、法面についてはもう少しきっちりとした対策が必要だろうというふうに考えられますので、ここでは、我々は具体的な対策を言うということも必要でしょうけれども、もう少し市の方で積極的な対策はこんなことがあるということを経験上出していきたいと思います。以上です。

【藤縄部会長】 ありがとうございます。

応急、恒久という対策を、そういう用語を使って今まで何回かご意見等いただいているのですけれども、恒久対策、いつかの時点で当然入るわけなのですが、その恒久対策に入る時点までは少なくとも応急対策の期間でしょうし、それから恒久対策に入っても、しばらくは応急対策も続いていくのかもしれないですね。ですから、ちょっとそういうふうの一部ダブった時期を設けながら、多分最終的な対策が完了するということになるのだらうと思うので、そういうストーリーというか、シナリオを描きながら我々は考えていかなきゃならないと思うのですけど。

【事務局 小野崎助役】 途中で申しわけございません、助役でございますが、先ほど橋詰室長さんからもご説明いただきましたので、再確認という意味になるわけでございますが、ここで事務局の方が支障のおそれについて、技術部会で確認を求めておりますのは、廃掃法上の処理をしていこうとしますと、どうしても生活環境上の支障、あるいは支障のおそれがあるということが大前提でございますので、その大前提があるのかないのかということをもと確認いただくと。最終的な恒久対策する場合に、廃掃法上の処理をしようと思いますと、生活環境上の支障、あるいは支障のおそれがある。ある場合には措置命令をかける、あるいは措置命令に従って責任者が対応できない場合は代執行するということが行われるわけでございますが、生活環境上の支障なり支障のおそれがなければ廃掃法上の処理はできませんので、ですから岐阜市として、ほかのあれでやることは考えられますが、とりあえず廃掃法上の措置をやる場合の前提としての支障のおそれ、支障はないというふうにあれされていますので、支障のおそれがあるかないかをご確認いただきたいということで、いろんな項目を上げて確認いただきまして、それと同時に今現状の対応というところで考えておりますように、応急措置してはこういうことをやっておりますが、これでオーケーというわけではなくて、こういうことをやっております応急措置はまた別途行っていくわけですが、最終的な恒久措置まで行う大前提としての支障のおそれがあるかないかということの確認をいただきたいという意味で、今日上がっておりますので、ちょっと私ども申し上げ方が悪かったかわかりませんが、そういうことをご検討賜ればと思っております。

【藤縄部会長】 ありがとうございます。

技術部会は技術屋さんが大部分ですので、その辺の法律行政上の手続等は多分わからな

い方が多いと思うのですけれども、そうすると今までさんざん議論してきて、多分これはもう了承されているのではないかという認識が、大体技術部会の委員の方はお持ちですから、それが再度議題になって戸惑っておられる先生方もおいでかもしれないと。それで、その位置づけみたいなものを最初に皆さん理解していただいた方がいいのかなということ、ちょっと切り出しのところでその辺をお話しさせていただいたと。

今の説明で、皆さん大分すっきりされたと思います。

井上先生から、問題があるところはどんどん積極的に対応してくださいよという市の方に要請もありましたので、その辺はぜひよろしくをお願いします。

それから、3番目に入ってよろしいでしょうか。

【樋口委員】 ②の部分なのですけれども、最上流部でそこから下を通過して沢水が抜けているということになっていると思うのですけれども、今の井上先生のお話によると、例えば雨水が入って表土が流れ込んでしまいますと、そこが閉塞してしまう可能性があると思いますので、そうすると恒久対策には当然支障が出てくると思うので、最上流部の法面对策というのは、先ほどは吹きつけとかいうお話も出ましたけれども、例えば防水シートをかけるなり、そういった形で崩落防止はかけていく必要があるのではないかと思います。

【藤縄部会長】 ありがとうございます。

ほかに何かご意見はございますか。貴重なご意見等出ていますので、市の対応をぜひよろしくをお願いします。

【井上委員】 皆さんご存じだと思うのですが、私もまだ何となくうまく議論かできないところがあるのですよ。何かというと、生活環境の保全上の支障のおそれというのは一体何なのかということの具体的なイメージがきちんとしてここの中ででき上がっていないのではないかと思います。それがイメージできれば、すべてのものについて議論ができるのだらうと思います。

では1は何なのだと。2について、生活環境保全上のおそれというのは何なのだとこのを具体的に上げていってみると、つながるところは先ほど、例えば樋口先生がおっしゃっていたように、法面が崩落をして、下に水路を閉塞させてしまうことによって起こる次の問題ですよね。

本来、そういう何かが起こって水路をとめて、そして法面が崩落するとか、そういったところにつながっていくような問題が一つあるのですが、もっと言えば、生活環境保全上と言っているのは、例えば地下水へ有害物質が入って、あるいは汚濁物質が流れて行って、それが生活環境上の汚染につながるとか、あるいはガスが、悪臭が放散されてどうなるかといったものにつながったもの、あるいはここでいえば浸水が流れて行って、そしてそれが河川の汚濁をするといったようなもの、そこにどのようにつながっていくかという一つ一つが見えていないところがあるような気がするのですが、そういうことからいくと、この順番が1から8、9とつけて、優先度が高くて低いというふうに書いてくださるけれども、ここのあたりのところは、私は議論として持っていくのは、むしろ最初の方

に書いてありますように、重要性からいきますと、持っていき方としてあるのは、一つ一つ確認してほしいという意味では、有害に関する調査結果はもう既にやられたということですと通られましたよね。それから水質の調査、これもそうです。最終的に最後のものを持ってこられて、ここから優先度が高いですよという形で持ってこられているけれども、実際には確かにそうなのだけれども、それをどういうふうに、さっき言った生活環境上の保全につなげるかというところに私はなかなかいかなかったものですから、議論がしづらいなと思って考えていたんですよ。

むしろ、今までやったことを生活環境保全上という意味から最初の方から確認をしていて、これはこれだけ問題でないのかというのが出てきて、最後に優先度が高い低いというのが見えてくるような気がするのです。今言い出しましたが、なかなかこの形でいくと、議論がうまく進まないような感じがしまして、改めて申しわけないですが前の方から確認をしつつやっていただいた方がいいのではないかというふうに私は思うのですけどね。

確認するというのはどういうことかという、我々にとっても非常に大事なことで、今までやった議論を整理しながら、ここまではいいだろう、ここまではいいだろうということを確認させていただくと。その上で最後のまとめの表が見えてくると思うのですが、いかがでしょうか。この状態でいくとなかなか進まないような感じがするのですけどね。

【藤縄部会長】 今日の議論は非常に進行が難しく、多分、市のサイドの認識と委員の皆さの認識にかなりギャップがどうもありそうなのですね。それで進みにくいと僕は思っているのですが、最初から逐一という話も出ましたし、前回の部会のときも問題になったのですけれども、廃棄物処理法上で問題ありやなしやという議論と、それから土壤汚染対策法で問題があるのかないのかという議論、これをどう交通整理するのかという、これはまだやってないと思いますよね。もし土壤汚染対策法で議論することであれば、調査項目というか、調査の内容が今までの調査で済むのかどうかということにもなってきますし、多分皆さん釈然とされていないのはその部分だと思います。

【井上委員】 ただ、いずれにしろ、土壤汚染対策でも、基本的には生活環境保全上のおそれがあるかないかという問題につながるわけです。そこでは一致するわけですので、それはどちらでも構わないのだらうと思います。確認事項としては、そういう判断基準というのがあるわけですから、それにあわせていけばいい。廃棄物処理法であろうと、土壤汚染対策法であろうと、基本的には一緒だらうと私は思います。基準のレベルは違いますよ。だけど、どちらにしても生活環境保全上のおそれがあるかどうかという問題で対応できるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【藤縄部会長】 効率よく議論するために、大前提をしっかりと整理しておいた方が入りやすいので、ちょっと時間がかかっていますが、この後、その対策をどうするかというときも、前提が引っ繰り返るとみんな引っ繰り返りますので、その辺どういう観点で、なるべく共通項を多くした状態で議論を交わしたいと思うのですが、その辺どうでしょうか。

市の方からいただいた審議の進め方というのは、このままやろうと思えばやれないこともないのですけれども、これは恐らく委員にお聞きしても、多分すべてイエスだと思いますよ。ありかなしかでいえばあります。なぜかという、完全な調査をしていないのですよ。ですからリスクゼロとはだれも言えないのです。おそれはあります。だから、そういう審議をしても本当に意味があるのかどうかということだと思います。

【小嶋委員】 私も全く同じ意見で、あるおそれがないと言い切るのは非常に難しいことで、ほぼ不可能だと思います。ある程度調査をして、基準は満たしているけれども、少しは何かがある。そのときに、こういう何かおそれがある。当然すべてそうになってしまうわけで、事務局のさっきのお話を聞くと、むしろそれよりも、ここに上げられていないおそれがあるのではないか。それを洗い出すということの方が我々に課せられた任務としては重要なのではないか。そういうものがここで落ちていると、さっきの事務局の話ですと、それは廃掃法上、こういう措置をなささいということと言えなくなってしまうということがむしろ心配かなという気は、今の議論を聞いていていたしました。

【藤縄部会長】 さて、どうでしょうか。

【オブザーバー 橋詰室長】 今、ほかの委員の方々がおっしゃっているのはそのとおりだと思うのですが、私は恐らく事務局はこういうふうを考えているのではないかと思うのですが、いろいろこういう議論の場で、どこの委員会でも出てくる話ですので申し上げますと、さっき助役さんもおっしゃいましたが、支障なり支障のおそれがあるかないかというのはまずスタートラインだと、どうしても行政的にはそう考えるので、その整理をしたいということだと思うのですが、恐らく今までの議論を踏まえると、皆さんおっしゃっているように、おそれがないとは言えないだろうというのは多分一致しているところだと思うのです。実際、本当に議論になってくると、おそれはおそれとしてあるのだろうけれども、ではそのおそれをどうコントロールしていくのかという話だと思うのです。そのコントロールするときには、おそれが大きいのか小さいのか、どのくらい緊急性があるのかとか、それによって対策のあり方が変わってくるということだと思います。

したがって、おそれがありやなしやということを確認すると言われれば、それは恐らくみんなイエス、ないは一つや二つぐらいは疑問があるというのものもあるかも知りませんが、あるいは小嶋先生がおっしゃったように、これ以外にもあるというのものもあるかも知らない。まずそこのところを確認した上で、多分皆さん方も関心と思われるところは、そのおそれの程度がどの程度であって、こういう対策でコントロールすべきじゃないかと、そういう議論を多分皆さん方はしたがっているのではないかというふうに私は想像します。

それが恒久的というレベルになるかもしれないし、私が今聞いていて思ったのは、法面対策ということであれば、少なくともおそれありというところでは当然一致しているわけですし、おそれが相当大きいところまで多分一致しているという気がいたします。さらにいえば、井上先生のお話でもあるように、吹付けというような形での対応がとにか

く必要、まずすぐに必要じゃないかと。そうしないとすぐに流出が起きて、現状がそういう要求があるわけですから、そういう対策が少なくとも当面の対策として必要だという議論なのだと思います。

法面についていえば、吹付けだけでいいのか、それとももう少し削り取って何かやらないといけないということなのかというあたりは恒久的な対策かもしれないし、そのところは今のこの議論では、そこまで議論は行っていないなというふうに私自身は感じて聞いておりました。

例えば法面についていえば、そういう議論ですし、ほかの水質についても同じような議論があり得るのかなと思っております。

【藤縄部会長】 ありがとうございます。

ちょっと見えてきましたけれども、やはりイエスかノーで問いかけをするというのはなかなか、研究者というのは大体 100%イエスともノーとも言わないのですよね。非常に言いにくいのですけれども、今のような整理の仕方、例えば影響度大中小でどうでしょう、それから緊急度大中小でどうでしょうとか、そういう聞き方をした方がむしろよかったのかもしれないと思うのですが、事務局どうですか。少しおつくりになっておいでのあれと違うかもしれないのですけど。

【事務局 小野崎助役】 事務局としましては、先ほど申しましたように、あくまで第一義的に廃掃法に基づいて措置命令等の事務を早急に進めたいというのが大前提でございまして、その意味で、廃掃法に基づいて事務処理がしていけるというための前提として、生活環境上支障のおそれがあるという認定をいただきたいという意味でかけておりますので、何かないとか、できるだけそのおそれを小さくしたいとか、そういうことではなくて、あくまで廃掃法に乗っていくために、生活環境の支障のおそれがあるということのご認定を第一義的にいただきたいということが主でございまして、ちょっと出し方が悪かったかもわかりませんが、緊急度、優先度などをつけまして、そういった意味ではなくて、あくまで廃掃法に基づいてやっていきたいということで、内容については今後ご検討をいただきたいということでございまして、その点よろしく御理解をいただきたいと思っております。

【藤縄部会長】 ご趣旨は大変よく理解できます。

それで、くどいようですが、先ほど私、影響度、緊急度という表現をしたのですが、例えば影響度でなければなし、それから大中小、こういう選択肢があるかもしれませんね。それから緊急性もあるとすれば、やっぱり大中小で、大の場合は特に委員の皆さんが早急にこうすべきだと。先ほど井上先生がおっしゃったようなご意見も多分出てくると思うのですが、質問の切り口としてイエス・ノーの切り口というのはどうもあまり、私も好きではありません、皆さんも議論しにくいと思うのですが、そのような方法でよろしいですか。

【事務局 一野環境事業部長】 今、助役がお話ししましたように、とりあえず2番で、

支障のおそれの部分で我々がお願いしたいのはそういうことでございまして、先ほどからお話の中に出てまいりますおそれの強弱と申しますか、そういったものについて、具体的にどういう目標で、どういう対策が可能かというのがこの3番以降の話だと思います。ですから、この2番においてのご議論は、今助役が申しましたとおり、おそれがありやなしやということで、またおっしゃいましたこれ以外にあるのかないのかも含めて、とりあえず2番ではご議論いただければと思っています。

【藤縄部会長】 はい、わかりました。だんだん時間もたってくるのですが、そういう進め方で皆さんよろしいでしょうか。

さかのぼって申しわけないのですが、もう一度1番目から議論させてください。

まず不法投棄現場、法面崩壊のおそれありで、皆さんよろしいですね。

それで、影響度もどうなのでしょう。やはりかなり影響は大きそうだという認識で、先ほどのご意見をお聞きしていると、私そういうふうを受けたのですが、どうなのでしょうね。大中小で議論するのは難しいかもしれませんが、どうですか。

【佐藤副部会長】 今、地すべり計をつけていますよね、違いますか。もう撤去されたのですか。

【事務局 一野環境事業部長】 モニターはまだやっています。

【佐藤副部会長】 例えばあそこの斜面などですと、非常にクラックが入って危ないということで計測を始めたのですけれども、あれ崩れたとしても、例えばあれは随分敷地の中でおさまる範囲ですよ。あれがどこに生活環境上の支障を及ぼすのかというのは、僕は非常に疑問に思うのですけれども、そういうことはどうなのでしょう。

僕が言っているのは、あれが崩れたとしても、敷地の中で崩れるということを僕は言っているのですよ。

【事務局 一野環境事業部長】 今おっしゃる議論が、まさしく先ほどお願いしましたおそれのありやなしやの中で、では現実にはそういった生活環境、まさにその周辺に影響を及ぼすものはないと、崩れたとしても。だから、現実にはこれはおそれがないと見るのが妥当だという結論になれば、我々としては、措置命令の対象として崩落防止策は必要ないのかという形になるわけですね。

【井上委員】 今のこの議論は、まさに生活環境保全上の支障とは何かというのが明確でないのですよ。だから、それをどうするかというところがあるので、わざわざ最初に戻って私が言ったのですけどね。どういうものがあるか。そうすると、例えばこれなどは斜面が崩壊して中の廃棄物が出てきて、今度はその後で雨が降った場合に廃棄物が流出をする。あるいは内部に浸透していき、新たな反応が起こり硫化水素等が発生するというようなおそれが出てくる。そういったところまで話が展開されることになるのですよ。ところが、これだけではなかなか見られないことが出てくる。ほかのところも一個一個について見ると、幾つかの展開の中で生活環境上の支障のおそれというのが単刀直入にぼんと出てくるわけではないのですね。だから、ここでこういう形で大中小ということで実は言われ

ても、なかなかそこに達しないものがあるから、うまく議論ができないのですね。

【事務局 一野環境事業部長】 例えば今の崩落が仮にあった場合に、副部長さんがおっしゃるように、確かにほかに影響はないけれども、その結果、例えば廃棄物がむき出しになって悪臭を放つとか、それが飛散につながるということになれば、やはりこれは防止すべきであろうという議論をしていただきたいと思っているわけですが、あまり事務局が細かいことまで言うては申しわけないのですが、そういう我々の思いはあるわけです。

それで差し支えなければ、今日お配りした資料のもとですね。詳しく書いてあります、調査結果と委員の皆さんからの意見、それに対するおそれの評価、ここについて今のまとめのものもとになりますので、これを見ていただいて、先ほど井上先生がおっしゃったように、この結果でまたランクづけといたしますか、それがまだ可能であればしていただくということで、ひとまずこちらの方で個別の一つずつ押さえていただくと。幸いこれまでの意見はここに載せてありますので、こうした意見が以前に出たと。そういったことをベースにしてご検討いただくということはいかがでしょうか。

【藤縄部会長】 ここに、例えば法面崩壊の場合に、直接的な影響と間接的な影響というのはあるかもしれません。例えば沢筋に法面が崩落して水をせきとめてしまった。ある水位になって決壊するのかわかるのかはわかりませんが、それによって二次的な何らかの災害が起きるということになれば、これは間接的な現象が起きるわけです。

そういう意味で、これを逐一すべて議論していくと、多分かなり時間がかかる可能性があります、今日限られた時間、5時までに終わらなければいけないのでしょうか。

【事務局 一野環境事業部長】 時間のことは、皆様方がよろしければ。

【藤縄部会長】 基本的には皆さんの認識は、リスクゼロという認識をお持ちの方はほとんどおいでにならないと思います。ですから、そういう意味では、今までずっと議論してきましたし、皆さん問題意識があるからいろいろな意見をおっしゃっているので、そういう意味では市の方が一義的に回答を欲しいとおっしゃっているような部分については、すべて私は支障ありということでもよろしいと思うのですけれども。

【事務局 一野環境事業部長】 そうしますと、例えば私の今の思いで言いますと、2番については、基本的にこれだけのおそれについては一応あるというふうに仮になった場合に、次の3番で、それに対する対策の目標とか方針案がございますね。3番の項目で。これも1、2から9の対比で、7ページですか。このところで今のご議論をしていただくということでしたら、いかがでしょうか。おそれがあると。ただ、その程度の問題、どういったおそれなのかというのを支障の項目に対して目標が、例えば法面で言いますと法面崩落防止と書いてございますが、この目標をどこまでに設定するのか。そういった形でご議論するのは、ちょっと飛躍し過ぎでしょうか。

【藤縄部会長】 私自身がどういうまとめ方をしたらいいのかというのが、まだちょっと頭の中で描けていない部分があって、議論に入っていないだけではないのですけれども、法面の

応急対策としても、恒久対策にかけたときには、形が全く変わってくるのですよね。その恒久対策にいつから入るかによっても議論が違ってくると思います。例えば10月ぐらいまでにすべて対策案を出して、どの対策を採用するかというのがしかるべき組織で決定されて、もう来年の4月ぐらいで恒久対策に入りましょうということであれば、法面崩落についてはその危険性のリスクの可能性というのは小さいかもしれませんよね。でも、その状態で恒久対策に入るまでに数年かかるとすれば、やはりリスクはもう少し大きくなるかもしれないし、そういう意味ですべてリンクしています。だから、どこでどんなふうに切っただけなのかというのは、なかなか整理の仕方が難しく、それでちょっと悩んでいるのですけれども。

応急対策と恒久対策が今ごっちゃになってしまっているものですから、我々も一応詳細調査が終わりましたと。次に恒久対策の検討に入りますよと、前回にも皆さんにお話ししているのですが、一応恒久対策を念頭に置いています。ですから、応急的に短期間、数ヵ月程度のことをどうしようという発想は実はあまりしてないのですよね。

【事務局 一野環境事業部長】 私どももそういう認識です。

【佐藤副部長】 僕は、井上先生の言われた一つずつ、例えば項目がありますよね。重金属だとか。もう一回その確認をして、それで議論をしても、そんなに慌てて進める必要はないような感じもするのですけどね。

やはり議論しにくいのは、井上先生が言われたように、生活環境上の支障というのが、あの地区で具体的にどういうものなのかというのが我々自身、いまひとつよくわからないというところがありますね。例えば地下水を使っているところが一体何キロぐらいのところ、何軒ぐらいあるとか、あるいはあの水を何か、漁業はないのでしょうか、農業とか、そういうものに使っているお宅が何軒あるとか、そういう具体的なことも我々わかっていけませんので、ちょっと議論しにくいのは確かですね。

【藤縄部長】 皆さんも議論をする筋書きがなかなかつかめないようなのですが、例えば生活環境上の支障といったときに、不法投棄現場でだれかが家を建てて生活するという認識で議論してもいいのですか。

【井上委員】 どうも原因は私かもしれませんが、基本的には生活環境保全上の最も重要な問題というのは認識して、これは私の考え方なので、環境省の考え方ではないかもしれませんが、基本的には有害化学物質等を含めた、そういったものが最終的にその地域の人に影響を与えるか与えないかということに一つはなるわけですよね。例えば有害物質についてどうなのか。一番不安なのはそこに尽きるわけです。それと、同じですが、それが水を介して動く場合と、大気を介して動く場合と、それから直接動く場合、粉じん等で飛び出して動く場合、これもある種の大気を介して動くということになるわけなのですが、そういうことに対して地域の住民が安心をいただくような回答が出ればいいわけです。そういう対策が出ればいい。基本的にはそこにあって、今お話のあった、では斜面崩壊はどうなのだと、人もその近くにいないし、ほかに出るわけじゃない。だけど、先ほ

ど言ったように、それによって中のごみが露出してしまうと、それによる幾つかの二次的な問題が出てきてこういうことが起こる。ほかのことに対しても、そういった幾つかのリンクがある。

なぜ私が前に帰ろうとしたかという、先ほどから一つ問題になっているのは、この話をされているときに、廃掃法上というお言葉が出ていましたけれども、もう一方、部会長から、先ほど土壤汚染対策法上のという言葉が出てまいりました。私は、それは両方とも生活環境保全上は支障という意味では一緒だと。一緒なのです。ただし、基準が違う。なぜ基準が違うかというのを突き詰めていくと、それも納得できるところがあるのですけれども、そのあたりの整理をもう少ししておかなくちゃいけない。

というのは、この不法投棄サイトというのは、廃掃法上で言う施設ではないわけですよ。そういうところに対して、ごみそのものについては廃掃法上で措置命令がかかるけれども、そこに置かれているものは廃掃法上の施設ではない一般環境になるわけです。その中で対応をしなくてはいけないから、微妙な問題がいっぱい含まれているという認識ではないか。だから、なかなか廃掃法上で言う、もっと言えば、例えば安定型の埋立処分場ではこうですということから見ればさささっと決まってしまうわけです、そういうものは。決まらないいろいろな問題があるから、そこを整理しておく必要があるので、この中でもう少し廃掃法上で言う支障という問題と、それから土壤汚染対策法で言う支障と言われているものをこの中でどう整理しておけばいいのかというのが理解できれば、後ろの最後にまとめたものも理解できるのではないかと。確認しながらいくというのは、そういうことをちょっと言ったのですけどね。

だから、今まで私は不適正処分場のものを扱ってきましたけど、不適正処分場の場合は、処分場ということからすごく扱いやすかった、切り口ができたのですが、これは処分場ではないところの問題だから、私たち委員の中にもいろいろなわからないことがある。そうではないかと、それで問題の整理ができなかったのではないかと思うのですけど、議論を進める上で、とにかくこの中で確認をして、最後に行ってここに着けば、そうだとすることが多分わかるのだらうと思うのですけどね。これで問題はないと。

ということで言うと、早速ですが、最初の方で私は問題があると思っているところが出てくるのですよ。それで、できましたら部会長に、時間がもうあまりございませんが、確認をしながら疑問なところを出してもらおうということがまず先決ではないかと。とにかく疑問がなければ、最後にすっきりいきますよね。7ページの問題はすっきりいくのだらうと思います。

【藤縄部会長】 委員の先生方、いかがですか。1ページ目からもう一度再確認をしてみましょうというご意見ですが、よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

じゃあそんなふうにさせていただきたいと思います。

そうしましたら、2ページからご覧いただきたいと思います。

これは場内の調査結果が整理されていまして、それに対して委員からの意見というのがございます。それでおそれの評価と。ここでは、○数字がおそれの評価のところに書いてありませんので、多分事務局案の中にはこの部分が入っていないのですか。また補足がありましたらお願いします。

それで、場内調査結果を見ますと、これも非常に法律用語でももちろん限定されていますので、科学者の立場で判断するのと、うまく判断しにくい部分がありますけれども、基本的には廃棄物そのものについては、これは廃棄物判定基準、要するに廃掃法で規定されている基準値を使う。それから、土砂・地山等については土壤汚染対策法の溶出量試験と土壤含有量基準を使いますと。そういう調査をされているわけです。

それで、一部分、含有量試験で鉛が土壤含有量基準を超過した部分がありますよという記述がございますね。そのほかは特に……。

【井上委員】 委員の皆さんに、これでいいかどうかということと、それを確認していただいて、それ以外に何か問題があるかということをお聞きして、問題がなければ次に行ってもいいのではないかと思います。この中で問題がないということであれば。

【藤縄部会長】 皆さん、これをチェックされているということで、まだご覧になっていない方もおいでかなと思って、私ちょっと整理をしたのですが。

【井上委員】 そうなのですが、委員からの意見というところに書いてあること、まさにそうなのですが、ここでは土砂については土壤環境基準、それから廃棄物については判定基準を使っていると。こういう言い方をして、同じ場所で空間的に違うところだけなのに、こういう基準の分析の仕方をするということは、どういう意味なのでしょうね。

先ほども言いましたけど、ここは廃掃法上の施設ではない。一般土壤環境ということになれば、見方としては土壤環境基準で見るべきではないかというふうに思うのですが、そうすると分析の仕方がちょっと違ってくるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【藤縄部会長】 そういう問題提起がございました。これは前回も少し議論が出たところなので。

【井上委員】 結論は出たのですか。

【藤縄部会長】 いや、結論は出なかったですね。

【佐藤副部会長】 私が質問したのですが……。

【井上委員】 だから、そこは疑問が一個残ってそのまま来ているということですね。そうすると、ここは問題解決できていないということですね。

だから、土壤環境基準で見るか、あるいは廃掃法上の判定基準で見るかというのは大きな問題なわけですが、ここでは。それとまだ分析値も出ていないということになれば、ここをちゃんと早く分析をしてもらって、もちろんどちらで見るかということはこの委員会の中でも結論を出さなくてはいけないと思います。

【佐藤副部会長】 分析値は前回の委員会で我々は見せていただいて、確かに排出基準は

クリアしているのだけれども、排出基準というのは、いわゆる土壤環境基準で言う10倍、30倍基準ですね。それは確かにクリアしていた結果だったと思います。

【井上委員】 この分析値は、土壤については含有量がはかっているけれども、廃棄物について、含有量をはかっているか書いてありますね。だから、この前出ているものは、廃棄物について、含有量試験はされていないということではないのですか。

【藤縄部会長】 すみません。ちょっと事務局の方、補足をお願いしますか。

【事務局 山口主幹】 この詳細調査の中では、廃棄物はいくまでも判定基準という調査しかしていません。ですから、判定基準の中には含有量基準の項目がないので、土壤の含有量基準の調査はしていません。

【井上委員】 要するに委員会での見方はここなのです。私は、同じ環境にあるもの、土壤については土壤環境基準、廃棄物については判定基準という廃掃法上の使うというのは明らかに矛盾していると私は思います。委員会がどのように結論づけるかは別ですが。

【事務局 一野環境事業部長】 おっしゃることに対して、これまでのところ我々としては、評価の欄を見ていただきますと、下から2行目ですね。恒久対策の方法によっては再度調査し、評価を行う必要があるというふうに考えているわけですが、今おっしゃったことを含めまして、それではだめなのだと。こういう調査をしなければならないという結論になれば、我々としてはそういう方向で行くと考えるわけですが、我々としては今こういうふうに考えているということですね。恒久対策の方法を検討する段階で、必要になれば土壤汚染対策法に基づく評価をする用意はございますけれども、それではだめだということになれば、その調査を進めていくということになります。そこら辺の評価をいただきたいということです。

【藤縄部会長】 ちょっと悩ましい問題でして、例えば仮に全量撤去するということができれば、もう調査する必要はないのですよね。ですから、廃棄物処理法上の廃棄物判定基準という基準に照らして、これはもう撤去すべきであるということになって、撤去すれば、これは土壤環境基準の調査をする必要はないということになるし、それからもし仮にさらに土壤汚染対策法で定めている詳細な調査をして、それで問題なしということであれば、現場とめ置きでいいと。

【井上委員】 部会長、ここで我々話をきちんとしておかないといけないのは、今やっているこのサイトをどうみなすのか、規定するかということだと思います。もうはっきりしているのは、埋立処分場ではないということですね。

その上で、じゃあここをどのようにみなすのかというのをはっきりさせておかないと、次に進めない。

私は、先ほどから申し上げているように、ここは廃棄物処理法で言う施設ではない。ということになれば、何かというと、一般土壤環境と同じだということを規定せざるを得ないのだと。そういう見方をしておかないと、今申し上げたような廃掃法上で言うような、あたかも埋立処分場と思われるような判定基準が導入されるということが起こってしまっ

たのだという私の意見です。

この点については、ちょっと申しわけございませんが、環境省、私の方から言うのはおかしいのですけれども、ご意見をいただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。そちらでこうだということになれば、その方法をとるということもあるだろうとは思いますが。私も国立環境研究所だから、全くの国とは関係ないというわけではないのですけれども、このあたりきちんと整理をして、その上でではどういったことを考えていけばいいかという礎になるところですので、ぜひと思います。

【オブザーバー 橋詰室長】 どちらのアプローチをとるかというのは、この検討会でまさに考えればいいことだろうと思うのですが、恐らく井上先生おっしゃるように、確かに最終処分場ではない。ただ、廃棄物処理法の考え方でいきますと、新たに施設をつくるというときには、当然廃棄物処理施設として考えて、どういうコントロールをするかが定まってくる。残念ながら、ここはそういう施設ではないけれども、そういうところに大量に廃棄物が捨てられているという現実がある。その現実をどうコントロールしていくかというときに、目標とするところは生活環境保全上の支障の除去なり、支障の予防でしょうと、こうなりますね。そういう目標をどうやってクリアしていくかというアプローチで考えていくか、それが目的だと思うのですけれども、そういうふうに考えていくときに、まさに埋められている廃棄物、ないしはその場所から周辺に対する影響がどうなっていくかというところをしっかりと押さえようというアプローチというのはあり得るアプローチだと思いますね。それが一つのやり方だし、そうではなくて、その土地自体をどうするかというアプローチもあると思います。それだけで決まるものではないと思いますけれども、それによって考え方もアプローチも変わってくると思います。

そこが十分に議論されているかどうかというのは、ひょっとすると井上先生の議論の問題点を指摘されているところなのかなというふうに、私は今聞いて理解していたのですけどね。

ですから、土壤環境基準でここを見るというのもあり得るお話だと思いますし、コントロールしていく中で、生活環境に対する影響をどう見るかという生活環境を考える場の設定ですよ。周辺で見るのか、まさにあの山自体で見るのかという問題のとらえ方の違いかもしれません。そこは、これは私の個人的な見方になりますけど、そのアプローチは両方とり得るのだと思いますし、まさしくあの場所に地域としてどういうふうにかかわっていかうという問題が多分にあるのだらうと思います。

ただ、恐らくあの地域にどういうふうにかかわるかということと、どういう対策があり得るかというのは、どちらが先ということも多分なくて、両方が考えていく中で、こういう土地利用があり得る。そのためには、こういう技術かもしれない、あるいはこういう技術をとればこういう土地利用があり得るとか、ここはどちらがどちらとも言えない部分があるのだらうと思います。

そういう意味で、ここでの議論がなかなかやりづらいというのは、やむを得ない部分が

あるのかなと思います。ですので、議論をしていく中でも、ある種、あの場所をどう使っていくのが望ましいのかということイメージしながら皆さん議論されているのだと思います。それがひょっとすると、もし大きな食い違いがあったら、議論がかみ合わなくなるのかもわかりません。

だけでも、大きな食い違いが仮にあったとしても、まさにその食い違いの議論をする中で答えが出てくるといふことなのかも知れません。

【井上委員】 私ばかり言っていてもしようがないのですが、1点だけいいですか。

どちらにしろ、土壤環境基準ベースで考えるにしろ何にしろ、私が一番問題にしているのは、ここで廃棄物については判定基準を使う。それから、同じ場所で上にある覆土なり何なりというものについては土壤環境基準ベースで判定するというようなやり方は、ちょっと問題だろうと思います。同じベースでやっておかないといけないし、そういう意味では事務局の方には土壤環境基準ベースでも含有量基準できちんと含有量を出していただいて、その上でどういう判定をするかということになるし、場合によっては土壤環境基準で十分クリアできるということかもしれない問題でもあるわけですよ。

我々がここで議論をしておかなくちゃいけないのは、何度も言うように、周りの住民に対して不安があるのかなのかということを中心にここで評価しておかなければならない。それは何かというと、やはり有害物質の項目であり、健康項目であります。それをきちんと評価をした上でどうするかということを委員会として決めればいい。部会として議論しておけばいいということだろうと思います。

【藤縄部会長】 なかなか審議に入れない状態が続いているのですが、結局、技術的な検討する以前のところでまだ不確定な部分が結構残っている。その不確定な部分がある程度確定的なものにしていかないと、技術的なアドバイスなり意見も出ないという部分もあって、それがどうも議論をやりにくくしているのかなという気もしています。

先ほど跡地利用について、イメージをしながら委員の先生方は意見を述べておられるのではないかとおっしゃったのですが、そうではないのですね。跡地利用について、私たちの頭の中には何も描かれていません。ですから、対策案についてもいろんな対策案を部会として提供しましょうと。跡地利用を踏まえてそれを決定していただくのは、恐らく別の組織になるだろうと、私としてはそんなふうに考えております。

吉田先生がおいでですので、どうでしょう、この辺の全体の。

【吉田対策検討委員会委員長】 再生ビジョン部会というのがあるので、そちらの方で議論すべきことだと思います。どういうふうに処理すべきか、基本方針は、全量撤去は当然だと思います。全量撤去するのは、だれが負担するかといったときには、問題がちょっと違うのではないかと。善商さんとか、実際に不法を犯しているわけですから、その人たちに負担してもらうのは当然全量撤去。でも、それを代執行ということになると、財政問題があります。このお金をだれが出すのか、どこまで、本当に全量撤去まで負担していいのか。環境省さんに全額出していただけるのであれば、全量撤去を当然やるべきだと。幾ら

出していただけるのでしょうか。私が知りたいのはここなのです。だから、生活の支障上のおそれというのは幾らの評価をするのか、ここが非常に重要だと思います。

【オブザーバー 橋詰室長】 幾ら出せというのには答えようがないのですが、話がもとに戻るのですが、生活環境保全上の支障のおそれがあるならば、それは除去なり予防なりしよう。あるいは逆の言い方をすると、一体何を生活環境保全上の目標のレベルとするかということでもあるのだと思います。それは、もちろん代執行しようとしたときにはお金がかかるわけですし、補助金の制度はあるとしても、その補助金部分だって国民の税金であって、むだな使い方はもちろんできないということもあります。それから、もちろん補助裏もあるから、岐阜市さんがご負担いただかないといけない部分が当然出てくると思いますね。そういう実際的な制約の中で、何を現実的な目標として置くか。目標と対策を組み合わせる解を出していくということだと思います。

そのときに出てくるのは、今、吉田先生おっしゃったように、もともとあそこにはごみはなかったのですから、社会正義的な観点で見れば全量撤去は僕も当然だと思います。ただ、残念ながらそういう話ではなくて、廃棄物処理法の世界に戻ると、それは生活環境保全上の支障、生活環境上支障がある部分は何としましょう。そのために、みんなで努力をしよう。もちろん原因者が中心ですけれども、原因者でさせ切れない部分が残ってしまえば、行政がやろうと、こういうアプローチですので、そこはどうしても行政的な制約も踏まえながら、現実的な現地における目標設定を行って対策を考えてやるということだと思います。

【吉田対策検討委員会委員長】 なぜ私が環境省にお金出してくださいというのかというと、ごみのほとんどが、どのぐらいあるかわかりませんが、岐阜市民が捨てたものではないのです。他府県から、要するに神戸とか奈良とか、家を壊して、ビルを壊したのが結局ここに来ているわけですね。どうして岐阜市民がそれを負担しなければいけないのか、どういうふうにして岐阜市民に説明すればいいのだろうか、ここがわからない。私たちが捨てたものであれば、私たちが責任持って処理する必要はあるのかもしれないですね。そこがわからない。そういう意味では、財政問題そのものだというふうな考え。やっぱり国の問題、県境を越えている、いわゆる国家的なレベルでやってもらわないと、我々としては納得がいかないということですね。

【オブザーバー 橋詰室長】 あまりそういう議論をするつもりはないのですが、なぜ岐阜がと言われると、同じことをほかの県に言わせれば何で我が県かという、もっと強い意見が出てきます。だから、その議論はいわばこういう支援の措置、法律を国会でつくったときもさんざんあったわけですが、そこを乗り越えて、いわばこれはある意味、不適切なことを行った人の後始末をいい人のお金で埋め合わせをするというスキームですから、ある意味でモラルハザードがあるのです。だけれども、そうはいつでも、現実には生活環境保全上の支障が生じてはいけないわけですから、そこは何かしようという仕組みだと思います。そのときに、全国的に国民の税金を入れて対応するわけだけれども、その

基本にあるのは、その地域の生活環境の維持ということと、それからその地域で産業廃棄物の管理をしているという、地域の管理下にある問題であるという整理だと思います。

【佐藤副部長】 私、百歩譲って、あそこが安定型処分場だとしても、やはり閉鎖した後なのだから、基本的には土壤環境基準で統一して考えていった方が、多分大方の合意は得られやすいのだと思いますね。したがって、私も含有量基準は、今土壤環境基準のやり方ですとちょっと違いますよね。それを踏まえて、統一して評価をして考えていく必要があるかなあと。ですから、考え方は井上先生の考え方に私も賛成です。

【藤縄部長】 本来であれば、これは技術部会で審議をする前段で議論をすべきことだったのかもしれませんがね。初めから土壤汚染対策法の基準値ですべての調査をしていれば、二度手間ということとはもしかするとなかったかもしれない。

この後、どういう進め方をするかなのですが、井上先生も佐藤先生も含有量試験、それから土壤溶出量試験、これはやるべきだというご意見ですが、ほかの委員の先生方、ご意見をお願いします。

【永瀬委員】 より厳しいといいますか、だから土壤汚染対策法だと、結局そこはそれから住む土地にするという条件ですね、いわば。今回廃棄物として撤去するのであれば、別に廃掃法の基準での測定でも何でも構わないのではないかというスタンスですね。ただ、そこで埋め立てて、そこをずっとそのまま残置、C案ですか、そうすると土壤という話になるかもしれませんが、基本的に撤去するという考え方でいけば、そうでなくても現状のデータでもいいのではないかという気は、私はします。

【藤縄部長】 はい、ありがとうございます。

私が先ほど申し上げた、有害物質相当のものも、残念ながら一部あるとすれば、それは撤去するということになる。であれば、この後詳細調査をする必要はないということになりますし、逆に言うと、土壤汚染対策法の基準を満たしているものが大半であるとすれば、その部分については現場にとどめ置いて、そこで生活しても支障がないと。私が先ほど申し上げたのと永瀬先生は同じご意見だと思いますが、ほかの先生方はいかがですか。

【小嶋委員】 結局、デシジョンメイキング（意思決定）をする時点ではすべて必要になるわけですね。どういう恒久対策をするか。これを選ぶ、例えば全量撤去するのか、全部そこに置くのか。それを決める上で、どっちみちそのデータは必要になる。

技術部会としては、さっき部会長の言われたのは、あらゆるではないかもしれませんが、考え得るいろんなケースを示して、そこで終わればいいのだと。そういうスタンスなのであれば、まさにさっき経済学と言われましたけれども、デシジョンメイキングする人間がそのデータを幾ら払って必要とするか。幾ら払ってというと変ですけども、幾らかかってもいいから、それだけの調査をしてほしいということなのであれば、すればいい話だと思いますよね。だから、それはちょっと技術部会の範疇を超えているのかなという気も僕はいたしました。

【樋口委員】 最初にどの基準を適用してこの技術部会を進めていくかという議論をすべ

きだったと思うのですが、最初に調査案が出てきたときに、我々の方はこれでということで一応認めたのですね。我々の方の責任もあると思いますけど、現実的に、例えば土壌の方についても、含有量として一部こういった鉛ですね。ヒ素は基準以下ですけれども、検出されたということもありますので、この委員会が逆戻りするかもしれませんが、やるにこしたことはないと思いますので、結果から、含有量として鉛が出てしまったということもありますので、それをやることについては私も賛成なのですが、ただ今までの議論として、先ほど跡地の利用の仕方も含めてちょっとどうなのかということで、私自身は今はっきりと意見が出せないような状況です。やった方がいいと思います。ただ、今までの流れからするとどうか、という感じが、まだ整理が個人的についておりません。

【藤縄部会長】 今日技術部会で、恐らく一番部会らしい部会になったと思います。本来であれば、私は部会というのはこういう意見をどんどん出してもらおうのが部会だと思っていますので、そういう意味では非常に意思の疎通が図れたという感じがいたします。

それで、今委員の皆さんから大体のご意見はお聞きしました。それで、実はこの後、もっと重要な恒久対策案の検討が控えておまして、その恒久対策のシナリオによってはやるべきこととやらなくても済むことというのが仕分けされてくるわけですね。

極端な例として、全量撤去というやり方を仮に選択したとすれば、詳細調査はこれからは必要ないということになるでしょうし、全量とめ置きということになれば、詳細調査は必ず必要だということになります。それから、その中間の案の場合も当然あり得るわけで、そういう恒久対策をこれから検討していこうということですので、今日委員の先生からいろんなご意見をいただいたのは、すべてその中に私は漏れなく盛り込んでいけるのではないかという感じがしております。

市の方はいかがでしょう。今日はちょっとそういう意味では、市の方からいただいた課題は一応クリアしたと思っております。要するにおそれありやなしやという意味ではおそれありだということ。

【井上委員】 もう一回言わせてほしいのですが、今の全量撤去をするかどうかという話は、先ほど社会的には不法投棄ですので、そういう意味では全量撤去、文句なしにそうなのですが、ここの部会が今やろうとしているのは、有害性、生活環境上に支障があるかないかを、出てきたデータで判定をする場所だろうと思います。こういう場合、こういう場合、こういう場合というのが出てくるのではなくて、最終的にお金があれば全量撤去というのがよいのでしょうか。最終的には国民の税金を使わなくてはいけないうちに、生活環境上支障がほとんどないのに、じゃあ全量撤去してお金を使わなくてはいけないうのかという問題が出てくる。それが一番大きい問題に、逆にいえばなります。

確かにそこに不法投棄がされるわけですから、その周りの方、あるいは先ほど言ったように岐阜市にほかの県から、いろんなところから入ってきたら、これは許せないことだろうと思います。だけど、それをやる場合に、その生活環境保全上の支障があまりないに

もかわらず、大きな金を使うということをどうするかということを判定するために、生活環境保全上のいろいろなものを入れてあげて、これだったらこのままでいいのであろうかとか、ないだろうかという判断をしなくてはいけない。それを我々は今この中でやる。だからこそデータが必要になると言っているのですね。

先ほどみたいに、一部は判定基準を使うとか、そういうことではない、きちんとした方法でそういうものが出てきた上で、幾つか、場合によっては鉛が高くなるとか、いろんなことが出てくることはあると思います。総合的にそれを見て判定して、幾つかあっても、全体がこうだからいいのではないとか、いやだめだとかいったような判定をやるのがこの役割であろうと。

【藤縄部会長】 ちょっとすみません。多分私申し上げている意図と、もしかしたら違ってもかもしれないのですが、部会としてはこれがベストの案だというような選択肢をつけた上での報告書ということには多分ならないと思います。ですから、全量撤去という基準に極端な例で私がたまたまお示しをただけであって、それを必ずしも推挙しているわけでもないし、あるいは全量とめ置きを推挙しているわけでもない。ただ、それを判断するのはこの場所ではない。この場所で何をやるかということは、どういう方法をとろうとも、ベストな、最もリスクの少ない生活環境上、どういう方法であろうとリスクが最小になる技術的な提案をここでやりましょうということです。

ですから、全量撤去にしてもリスクが一番少ない、仮にとめ置くにしても、例えば遮水壁をつくる、それからモニタリングをやる。それは何年間やらなければいけないかわかりませんね。もしかしたら10年、20年になるかもしれません。そういうやり方をして、リスクを最小にする案、それを技術的に検討して、それを上に上げる。その案のどれを採用するかというのは、我々の仕事ではないでしょうということを申し上げている。

【井上委員】 少しその辺は考え方が、私はちょっと違うのですが、ただ、全体でどうするかという議論ですから、そこは決めていただきたいとは思いますが、全量撤去という考え方をもし、極端な例ということで出してこられると、その中でも確かに、中に入っている廃棄物がどういうものかというものを判定していくときに、どういった運搬方法があるか、どういった処理法があるかとか、いろんなことがありますので、その中で技術的な判定をしなくてはならないのは当然だろうと思います。

ただ、全量撤去をするかしないかという判定をどこかでしなくてはいけない。それを何でやるのか。それをやるのは、やっぱり先ほど言った生活環境保全上の支障が、あの現地に置いたときに残るか残らないかというのが、最初にやられるべきことだろうと。私はそういうふうに思います。

その上で、ではそこに置くことができないものが含有していた。あるいは何らかの原因があるということになれば、全量撤去なり、あるいは部分的なそういうものを取り出すというときに、ではどういうふうにして処理をしてあげればいいのか、運ぶのはどうすればいいのかという判定をそこで決めていくことになる。ということになれば、まず我々はそ

こに全量撤去するのかもしれないのか、あるいは一部残すかといったような判定をしてやるのが、第一の我々の役割ではないかというふうに私は思うのですが、いかがでしょうか。

【藤縄部会長】 井上先生のお考え、よくわかりました。

ほかに委員の先生方で、部会の最終的な結論の出し方の議論になっているのですけれども、何かご意見ございませんでしょうか。

【吉田対策検討委員会委員長】 私、技術部会ではないので、こういう発言をしていいかどうか迷っているのですけれども、残置する場合と、それから部分撤去と全量撤去、要するに量が決まるわけですから、撤去に対する単価というのはわかるわけですね。だから、その単価で計算をしてくれませんか。

【藤縄部会長】 吉田先生、この資料をお持ちで、最後に単価のごく荒い試算なのですが、一応単価は出ています。

【吉田対策検討委員会委員長】 こういうピンポイントの単価ではなくて、絵をかいていただけませんか、グラフをかく。残置から全量撤去までどのくらいのコストがかかるか。そして、その場合の撤去のためのコストがこれだけ、それからモニタリングをするためのコストはこれだけ、それからその他搬出とか、水処理をするためのコストはどれだけ。それを量に応じて、もし全量撤去ならばこれは要らない。部分撤去なら、これくらいの設備が必要だ。それは比例すると思うのです。その中から、我々としては最適値、できればこれくらいなら市民の方にも理解していただけるだろうと、こういうものを私たちは求めたい。

だから、そういう計算を連続線を出てくれば、そう問題はないのではないかと。その中から最適値を、コストが最小になりますよというところを示していただければ。なおかつ、生活環境上支障があるというものまで残す必要はないです。これは絶対に取りなればだめだというものは取りましょう。でも、それだけでいいのですか。その上でもう少しコストが節約できるものならば、残置はしますけれども、できるだけ撤去しましょうと。こういう案をいただきたい。

【藤縄部会長】 今日お示しいただいたのは、あくまでも概要ですよ。それで、例えば水処理施設をつくったとします。その規模はどれくらいにするか、それからどういう項目を除去するか。要するに処理施設の能力をどうするか。そういう計算も当然しなければいけませんから、もっともっと資料を出していただかないと多分判断できませんので、部会というのも1回か2回で対策案をすべて検討できませんよ。先ほども一番冒頭で私、お話を申し上げたのですが、例えば全量撤去をするにしても、今、井上先生がおっしゃったように、どこに持って行って、撤去費用は幾らぐらいかかるのだとか、撤去費用というか、いろんな想定される積算根拠というのはあると思いますけど、そういうものも逐一みんな計上して、それで幾らぐらいになるかということは当然やらなければいけない話ですよ。

ですから、それぞれの案についてかなり真剣に、あるいは豊富なデータに基づいて議論

しなきゃいけない局面が出てくると思いますので、その時期には吉田先生がおっしゃったようなことも当然、もしデータが出ればできる限りのことはしなきゃいけないだろうと、そんな感じはします。

ほかの先生方はいかがでしょう。

そうしましたら、ちょっと取りまとめをしなればいけないのですが、今日いろんな率直な意見が出ましたので、また事務局の方で十分ご検討いただいて、各委員の先生方の意向が反映したような資料、なかなか難しい部分もあるかもしれませんが、ぜひご努力をいただきたいということで、今日は実は対策案に少しは入れるかなと私、期待していたんですけども、対策案に入る前段でちょっと終わったのですが、非常に有意義な部会だったのではないかと思います。

そういたしましたら、私の方で日付だけでよろしいですか。

【事務局 一野環境事業部長】 失礼ですけど、再確認ということでお願いしたいのですが、7ページの支障のおそれでございますね。これについて、今雑駁な説明をして議論までは入れなかったにせよ、一応おそれはあるというふうに私どもは理解してよろしいのか。それとも、井上先生がおっしゃったように、まだまだそういったデータ次第では、このおそれがもっとほかにあるかもしれないということで、まだそこまでは結論出せないということなのか、そこらあたりをできましたら今日確認させていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

【藤縄部会長】 わかりました。

じゃあもう一度だけ、7ページをご覧くださいませでしょうか。支障のおそれとして9項目上げてありますけれども、この9項目はいずれもおそれがあるということで、皆さんご承認いただいたということでよろしいですか。

【井上委員】 先ほどから何度も言っているように、判定をするには問題があるということをお前は言っていて、支障もおそれがあるかどうかを今判定できないところが幾つかあるというのが私の結論なのです。支障のおそれがあるというレベルを、あるかないかという点でとらえれば、確かにあると言わざるを得ないのです。だけど、それは非常に低いレベルのものの場合が結構あるわけですよ。その判定のために、今言った廃掃法で言う判定基準と、それから土壤汚染対策法で言う基準でデータが出てきて、その上で判定をしておかないと、単なるあるかないかでやったら、それは全部あるというふうになってしまうのではないですか。それだと非常に不安を与えてしまうことになるのではないですか。我々のこの委員会というのは、安心を出すためにどこまではやれて、どこまではだめなのかというのを出すところだから、単純におそれがあるかないという判断をするということはなかなかできないと私は思うのですが、ちょっと混乱をするようで申しわけないのですが、私の判断はそういうことです。

【藤縄部会長】 どうですか、事務局の方で何か。

あるいは、先にほかの委員の先生方のご意見を伺いましょうか。

これ、必ずしも全員見解が一致しなければいけないとは思っておりませんので、どういたしましょうか。議決をとるのですか。そういうのをとるようなあれではないと思うのですけど、承認した、しないということが重要なのかどうなのかですね。

【事務局 山口主幹】 事務局としましても、このデータをもとに先生方のご意見、それからそういうデータと先生方のご意見をもとに事務局案として、こういう支障のおそれというものを抽出したわけなのですが、これについてデータを見ていただきながら、それが正しいのかどうか、それを判定するにはまだこういう調査が足りないとか、そういった議論を今日実はしていただけたらと思っておりますので、それについて全部、まだ最初のところで終わってしまいましたので、この辺のところを次回続けてやっていただけたらと思っております。

【オブザーバー 橋詰室長】 私は、井上先生がおっしゃったのも事務局の言っているのもほとんど同じように聞こえてならないのですが、おそれがあるかないかと言われれば、ないとは言えないというところでは、井上先生を含めて皆さん一致している。ただし、おそれがないとは言えないということが中には非常に幅があって、おそれがかなり明白なものもあれば、非常に小さいのではないかと思われる、ほとんど無視できるぐらい小さいのではないかと思われものもあるかもしれませんね。ということだと思いますね。そのおそれの大きさを判断するための材料が、データが物によっては十分示されていないというふうに井上先生はおっしゃっているのだと思います。

それをひっくるめて単純におそれありということでもいいですかと言われると、井上先生はちょっと抵抗を感じるとおっしゃっているのもあって、したがって私も思うのですけれども、この先、まさしく部会長も、もう少し対策の話をしたかったというようなお話をされたと思いますけれども、それをやっていくときには、どの程度のおそれの大きさかということを考えて、そのおそれの大きさも見ながら対策のレベルが変わってくるのだらうと思います。例えば当面様子を見るということ、モニタリングするとか、それも私は対策だと思っておりますけど、それはおそれの大きさによっては当然そうなる部分もあり得ると思います。

ですので、今事務局に求められているのは、おそれの大きさを判断するのに、もう少しこういう情報を下さいよとおっしゃっている部分については、ぜひ次回までにご提供いただくということであって、そのときにおそれの大きさも含めて評価をして対策を考えていくということによいのではないのでしょうか。あまり、おそれありということによろしいですかと言われても、ちょっと「あり」という言葉に対する理解が大分違っているという前提で、多分そういう前提であれば井上先生もオーケーとおっしゃると思いますけれども、そこはそういうおそれありという言葉の解釈抜きに単純に言われると、まとまりがつかないということなのではないのでしょうか。

ただ、僕は結果的には同じことをおっしゃっていると思いますので、そういうデータを提出していただければよろしいのではないのでしょうか。

【藤縄部会長】 ちょっと一言だけいいですか。

恒久対策の案を検討する上で足りない資料、データというのは、実はたくさんございませよ。例えば排水処理をかけるときに、どのくらいの流量があり、どれくらいの負荷がある、この辺のデータというのは全くありませんよ。ですから、これは恒久対策でどのシナリオを検討する場合には、どういうデータが足りないということも付随的に多分出てくることになると思います。ですから、恒久対策案を検討する時点で、今、井上先生が心配されていることはすべて網羅していかなきゃいけないことと、そんなふうに思います。ですから、今日はこんな形でよろしいですか。

【事務局 一野環境事業部長】 はい、わかりました。じゃあこの部会までにもう少し整理させていただきまして、提案させていただきます。

【藤縄部会長】 どうもありがとうございました。

ちょっと予定していた時間を少し過ぎましたけれども、多分今日は皆さんいい議論をしたなと思っておいでではないかと思えます。私も少し、いつにない充実した部会になったのではないかと思えます。

あと決めておかなければいけない次回の部会の日付になりますか。

事務局の方では8月下旬ぐらいでよろしいですね。

8月の下旬で日程を調整すればよろしいですか。

〔日程調整〕

【藤縄部会長】 8月22日、月曜日1時半から3時間ぐらいということで、よろしく願います。

どうもありがとうございました。

それでは、今日の議題、これで全て終了をいたしました。

これで私の分担を終わらせていただきたいと思います。事務局にお返しします。

【事務局 一野環境事業部長】 長時間にわたりましてご議論いただき、ありがとうございました。事務局の不手際といいますか、事務的な整理なことで大変ご迷惑をかけました。申しわけございません。

何分にも、我々も未知のことに取り組んでおりますので、どうかそこらあたりでもって不手際につきましてはお許しいただきたいと思えます。次回につきましてはご迷惑のかからないように綿密に検討して、充実した資料にさせていただきますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

〔 了 〕